|  |  |
| --- | --- |
| **農業用水確保対策事業** | **園芸作物等高温対策事業** |
| （揚水機等の賃借または購入）当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、次の表の１箇所当たりの限度額の２分の１に相当する額のいずれか低い額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | １箇所当たり限度額 |
| 大規模対策 | 3,940千円 |
| 中規模対策 | 1,760千円 |
| 小規模対策 | 660千円 |

（税込）（農業用水確保のための井戸掘削／灌水施設等の設置工事）当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、下記の１ｍ当たり限度額に延長を乗じて得た額の２分の１に相当する額のいずれか低い額とする。【１ｍ当たり限度額】井戸灌水設備 120千円/ｍ※この限度額は税込みの金額である。（50メートルを限度とする） | 当該事業に要する経費の２分の１に相当する額と、下記の単位面積当たり基準単価に対象面積を乗じて得た額のいずれか低い額とする。【単位面積当たり基準単価】遮光資材　159千円/10a換気扇または循環扇　111千円/10aミスト噴霧装置　494千円/10a散水・灌水システム　1,012千円/10a（税込） |